

核融合科学研究所学術機関リポジトリ運用要項

制 定 平成 21 年 1 月 6 日 所長決定
最終改正 令和 8 年 3 月 3 日

(趣旨)

第 1 この要項は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において運用する核融合科学研究所学術機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）に関する基本的事項を定める。

(定義)

第 2 この要項において機関リポジトリとは、研究所の知的生産物を電子的形態により収集、蓄積、保存し、研究所内外にホームページを通じて無償で公開するために設置するシステムをいう。

(資料の取扱い)

第 3 機関リポジトリにおいて収集し、公開する資料の取扱いに係る基本的な方針は、自然科学研究機構オープンアクセスポリシー（令和 7 年 2 月 13 日機構長決定）及び核融合科学研究所オープンアクセス基本方針（令和 4 年 2 月 1 日所長決定）によることとし、詳細については、図書委員会において定める運用に関する申合せにより取り扱うものとする。

(審議機関)

第 4 機関リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要となる事項については、図書委員会において審議し、決定するものとする。

(免責)

第 5 研究所は機関リポジトリで公開された資料を利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益について一切責任を負わないものとする。

附 則

この指針は、平成 21 年 1 月 6 日から実施する。

附 則

この指針は、平成 26 年 2 月 1 日から実施する。

附 記

この指針は、令和 4 年 2 月 1 日から実施する。

附 記

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 8 年 3 月 3 日から実施する。